

都市整備課の「平成29年度の運営方針と目標」

都市整備課長 福田 和也

1 課の使命と役割

住民に直結した幹線道路、生活道路等の適切な維持管理に努め、住民が安全・安心で、快適に利用できる生活基盤を提供します。

・災害時（台風・豪雪等）において、最低限の生活を維持できるよう、迅速に道路等の復旧、通行の確保・保全を図ります。

・街路灯や交通安全施設等の適切な維持管理、及び整備に努め、安全で安心な生活環境を提供します。

・住民生活に潤いと安らぎを与える公園、緑地の適正な維持管理、及び整備に努め、安全で安心な憩いの場を提供します。

・将来像を見据えた都市計画により、都市施設を計画的に整備し、都市の健全な発展と秩序ある街づくりを推進し、都市の均衡ある発展と公共の福祉の推進を図ります。

・安全で安心できる水道水の供給に努め、災害に強い水道施設を目指します。

・公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の普及促進による居住環境の向上・自然環境の保全に努めます。

・上水道、公共下水道、農業集落排水の公営企業及び特別会計の健全な経営と施設の適正な維持管理に努めます。

■課の役割

都市整備課は、管理係、都市計画係、道路整備係、業務係、上下水道係の5係で構成されています。主な役割としては、次の業務を担っています。

- ①道路・橋梁等の維持管理に関すること。
- ②排水路の計画、維持管理に関すること。
- ③街路灯・交通安全施設の維持管理、整備に関すること。
- ④道路等の境界に関すること。
- ⑤道路法に係る許認可に関すること。
- ⑥町営住宅、定住化促進住宅、災害公営住宅の維持管理、及び整備計画に関すること。
- ⑦土木災害復旧事業に関すること。
- ⑧都市計画に関すること。
- ⑨都市区画整理、宅地造成に関すること。
- ⑩公園、緑地の維持管理、整備に関すること。
- ⑪建築確認申請、開発行為に関すること。
- ⑫屋外広告物に関すること。
- ⑬都市緑化保全に関すること。

- ⑭道路・橋梁の新設、改良、更新に関する事。
- ⑮道路・橋梁の整備計画に関する事。
- ⑯上下水道料金等の認定、賦課、徴収、減免、滞納整理、処分に関する事。
- ⑰上下水道事業の予算編成、収支、決算、起債に関する事。
- ⑱上下水道の民間委託及び企業会計に関する事。
- ⑲上下水道事業の計画的な整備及び施設・機器設備の維持管理に関する事。
- ⑳上下水道の給排水設備工事に関する受付、検査及び公認店の指導に関する事。
- ㉑合併処理浄化槽の申請審査及び維持管理に関する事。

また、重点事業、復興関連事業として、次の業務を担っています。

- ①都市再生整備事業に関する事。
- ②復興道路の整備計画に関する事。
- ③道路側溝の土砂堆積除却事業に関する事。

2 課の構成(平成29年4月1日現在)

■職員数	24人
・課長	1人
・担当課長	1人
・副課長佐	1人
・管理係	6人
・都市計画係	3人
・道路整備係	3人
・上下水道係	5人
・業務係	4人

3 平成29年度の課の運営方針

- ・ 都市整備課は、管理係と都市計画係、道路整備係、業務係、上下水道係の5係で構成されており、係間の連携を図りながら、「まちづくり総合計画」において計画している各種主要事業等に取り組みます。
- ・ 道路や街路灯・交通安全施設については、道路パトロールを含め、舗装道路の維持補修、砂利道の維持管理、街路灯・交通安全施設の新設・維持管理が計画的にできるよう、技能員、労務員を配置し、適正な維持管理に努めます。
- ・ 住宅入居者の家賃滞納者については、町税等収納確保委員会と連携を図りながら実態を調査し状況等に配慮しながら督促を行い、滞納の解消に努めます。
- ・ 定住化促進住宅については、適切な施設等の維持補修を実施し、入居率を高める方策及び管理業務委託を検討します。
- ・ 若者定住促進事業については、定住促進に一定の効果があるため、勤労者の持家を促進し町外からの流入人口の増加を目指し、若者の定住を図ります。
- ・ 国県の道路・河川整備事業について、事業推進が図られるよう関連機関への要望や調整を行います。
- ・ 都市公園等については、公園整備計画、及び大池公園整備計画を策定し、計画的な施設管理を行います。
- ・ 道路事業では、八幡町善郷内線（羽鳥幹線水路）・神田西線・一本木32号線・一本木29号線の幹線道路網整備に取り組みます。
- ・ 生活道路等については、地域住民との合意形成を図りながら、生活基盤が整備されたまちづくりを推進します。
- ・ 橋梁については、町内68橋の橋梁長寿命化修繕計画について見直しを行い、計画的に改修事業を推進します。
- ・ 上下水道施設の適正な維持管理と健全な経営に努めます。
- ・ 新しい時代にあったライフラインの適正管理と健全経営を推進します。
- ・ 安全で安心な水を恒常的・安定的に供給するため、適正な水質管理、施設管理を行います。
- ・ 老朽化した水道施設の調査を行い、計画的な機能強化を図り「災害に強い施設づくり」を目指します。
- ・ 居住環境の向上、自然環境の保全のため公共下水道の受益地の拡大を図るとともに、整備が完了した公共下水道、農業集落排水区域の接続率向上を図るため接続促進事業に取り組みます。

- ・公共下水道、農業集落排水の整備区域外は、合併処理浄化槽の助成設置を進めるとともに維持管理義務の啓発を促進します。
- ・上下水道施設の効率的、効果的な維持管理と経費節減を図り経営の健全化に努めます。特に事業の長期的管理を見据えた使用料等の改正を検討します。
- ・鶯橋吊配水管整備、中畑配水池省力化、有収水量率の向上に努めます。
- ・企業会計、特別会計の健全化を図るため、料金等賦課徴収業務の受託者と連携し、コンビ収納の利用促進、口座振替利用の推進、納付相談での納付意識の向上、給水停止等の滞納処分の未収金対策を強化します。
- ・農業集落排水使用料金算定見直し、ペットボトル水の製作販売を推進します。
- ・農業集落排水処理施設の長寿命化と維持管理の負担軽減を図るため、機能強化事業により処理施設等の整備を進めます。

1	公共下水道整備事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	認可区域440.3haの生活環境の改善と公共用水域確保を図るため、下水道整備関連の交付金を活用しながら、総合計画期間において整備済区域を343ha(77.9%)から349ha(79.2%)へ計画的に下水道の整備を推進します。さらに、拡張や整備だけでなく、改築、更新に係る老朽化対策を実施することにより持続可能な事業の展開を図ります。		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何をを行うか)		
	前期	後期	
	<ul style="list-style-type: none"> ■維持管理業務委託について ・4月 委託業務契約締結 ・4月～9月 機器等の維持管理 ■整備事業 ・4月～9月 新規公共樹設置 3基 ・4月～8月 汚水321号本管理設工事(一本木・八幡町地区) L=200m【繰越】 ・4月～8月 汚水1437号枝管理設工事(新町地区) L=200m【繰越】 ・7月～11月 汚水8007号枝管理設工事(一本木地区) L=180m ・7月～12月 下水道改築・更新実施設計業務委託 	<ul style="list-style-type: none"> ■維持管理業務について ・10月 下水道管路清掃業務 ・10月～3月 機器等の維持管理 ・10月～3月 新規公共樹設置 3基 	
目標管理	成果目標・数値目標等 <ul style="list-style-type: none"> ・マンホールポンプ(21箇所)及び下水道管(L=65.5km)の維持管理を実施します。 ・既存下水道管路を維持管理するため、平成28年度に策定した下水道修繕・改築(長寿命化)計画及びカメラ調査を基に、実施設計書を策定します。 ・公共下水道管渠L=180m(一本木地区)を整備し、区域を拡大します。 		

2	合併処理浄化槽設置整備事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	公共下水道認可区域及び農業集落排水区域を除く地域を合併浄化槽設置により、環境保全を図り、全町的な生活環境の向上を推進します。		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何をを行うか)		
	前期	後期	
	4月～9月 <ul style="list-style-type: none"> ・合併処理浄化槽新設・切替に係る補助金を助成します。(11基) ・浄化槽協会の検査において、不適合の浄化槽管理者に対し、改善指導通知書を送付します。 	10月～3月 <ul style="list-style-type: none"> ・合併処理浄化槽新設・切替に係る補助金を助成します。(11基) ・浄化槽協会の検査において、不適合の浄化槽管理者に対し、改善指導通知書を送付します。 ・設置後の検査(7条検査)と年1回の定期検査(11条検査)について受験率向上に向け周知を図ります。 ・「浄化槽の日」について広報やぶきとホームページでPRします。 	
目標管理	成果目標・数値目標等 <ul style="list-style-type: none"> ・合併処理浄化槽の新設・単独処理浄化槽及び汲取式便所からの切替 22基 ・法定検査(7条検査・11条検査)について周知 未受験世帯の100% ・浄化槽協会の検査において、不適合の浄化槽管理者に対し、改善指導通知書を送付 不適合浄化槽管理者の100% 		

3	農業集落排水事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>農業集落排水事業において整備された5処理区の汚水処理等が正常に機能し、安定した管理が行えるよう、業務委託等を推進します。また、新規に接続する場合は接続許可及び確認業務を行い、生活環境の向上を図るとともに、整備計画区域外については変更も含めた処理手法等の検討を行います。</p> <p>5処理区（大和内、本村、三城目、寺内、松倉地区）</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前期	後期	
	<ul style="list-style-type: none"> ・処理施設維持管理業務委託 (4月：長期継続契約締結) ・処理施設の汚泥抜取 (4月：年間単価契約締結) ・マンホールポンプ維持管理委託 (4月：長期継続契約締結) ・本村処理場自家発電機保守点検委託 (4月：年間業務契約締結) ・未接続世帯へ接続促進の実施 (年間を通じて) 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水管洗浄清掃業務委託 (10月：発注予定) 委託場所：大和内ほか 5地区 L=818m ・未接続世帯へ接続促進の実施 (年間を通じて) 	
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <p>処理施設の効率的、経済的な維持管理を実施します。 (各地区の水質をBOD20ppm、SS50ppm以内で放流します。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理場5地区、マンホールポンプ(11箇所)及び下水道管(L=33.6km)については、継続的で適切な維持管理を実施します。 ・未接続世帯への接続促進を実施します。 (目標：12世帯新規接続 接続率77.9%⇒79.5%) 		

4	配水管施設整備事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>給水需要を把握し、老朽化に伴う配水管の布設替え、他事業に伴う配水管の布設替え、および新設、バイパス化を図り安定した給水を図るため、事業を実施します。(町道整備に伴う配水管の新設、布設替え、国、県工事関連布設替え等)</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前期	後期	
	<p>4月～9月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事設計委託 発注・完了 ・棚倉矢吹線配水管新設工事 L≒240m 発注・完了 	<p>10月～3月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八幡町地内配水管更新工事 L≒115m 発注・完了 ・町道一本木32号線配水管新設工事 L≒65m 発注・完了 ・矢吹東農道関連水道管移設工事(3工区) L≒125m 発注・完了 ・釜池堤体改修工事関連水道管移設工事 L≒160m 発注・完了 	
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八幡町地内配水管更新工事 L≒115m 発注・完了 ・棚倉矢吹線配水管新設工事 L≒240m 発注・完了 ・町道一本木32号線配水管新設工事 L≒65m 発注・完了 ・矢吹東農道関連水道管移設工事(3工区) L≒125m 発注・完了 ・釜池堤体改修工事関連水道管移設工事 L≒160m 発注・完了 		

5	水道施設管理運営事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	水道施設の円滑で安全な管理に努め、水道利用者に安心して利用できる安定供給を推進します。		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何をを行うか)		
	前 期	後 期	
	<ul style="list-style-type: none"> ・4月 水道施設維持管理業務委託契約締結 ・4月～9月 水道施設の水質検査実施 ・4月～9月 機器等の維持管理 ・5月 GISシステム整備 ・毎月2回 モニタリング調査実施 ・毎日 残留塩素調査実施 ・6月、9月 水道施設草刈業務委託 	<ul style="list-style-type: none"> ・10月～3月 水道施設の水質検査実施 ・10月～3月 機器等の維持管理 ・毎月2回 モニタリング調査実施 ・毎日 残留塩素調査実施 ・10月 配水地タンク清掃 	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<ul style="list-style-type: none"> ・町民の皆様安心して安全な水道水を供給します。(日配水量4,800m³) ・水質検査結果をホームページで公表します。 ・水道技術管理者資格取得(1名)を目指します。 ・震災に強い管路網を構築するためバイパス化を進めるほか、施設の簡素化を図り、維持管理を軽減し、安定的に供給します。 		

6	水道普及PR事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>安全安心な水道水を広く町民へ周知し、水道利用者数、使用水量の向上を図るとともに、既利用者への安全な供給と水道管の最適な利用について情報を発信します。</p> <p>安全でおいしい矢吹の水道水のPRのため、ボトルウォーター『矢吹ヶ原のおいしい水』を製造・販売します。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何をを行うか)		
	前 期	後 期	
	<ul style="list-style-type: none"> 6月 全国水道週間に合わせて水道のしくみについて周知(広報やぶき、ホームページ) 6月 ボトルウォーター製造 	<ul style="list-style-type: none"> 12月 凍結防止について周知(広報やぶき、ホームページ) 	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<ul style="list-style-type: none"> ・安全でおいしい矢吹の水道水のPRのため、ボトルウォーター『矢吹ヶ原のおいしい水』の製造、販売を実施します。(10,000本) ・給水新設工事80件 		

7	水道賦課徴収業務委託事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>現在、水道料金に併せて、公共下水道料使用料、農業集落排水使用料の賦課徴収をしており、その業務は委託により行っております。今後さらに業務委託先と連携し、滞納者への徴収強化を継続します。また、現年度分の収納率の向上を目指して、効率的な収納業務の方策を検討してまいります。さらには、徴税等収納確保委員会との、情報交換等を強化するとともに能率の向上に努めるとともに、コンビニ収納システムの拡大による収納率の向上に努めます。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何をを行うか)		
	前 期	後 期	
	<p>4月～9月：督促、催告、臨戸訪問、給水停止処分等の実施による収納率の向上 4月～9月：委託先との定例的な情報交換 7月～9月：県内外の情報収集</p>	<p>10月～3月：督促、催告、臨戸訪問、給水停止処分等の実施による収納率の向上 10月～3月：委託者との定例的な情報交換 10月・11月：収集した情報の分析 12月・1月：効率的な収納方法の検討 2月：収納方法の選定</p>	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<p>効率的な収納方法の選定をして収納率向上に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道料金について <ul style="list-style-type: none"> 現年度分収納率：H28実績（98.3%）⇒H29（98.5%） 過年度分収納率：H28実績（13.1%）⇒H29（25.0%） 下水道料金について <ul style="list-style-type: none"> 現年度分収納率：H28実績（98.1%）⇒H29（98.5%） 過年度分収納率：H28実績（45.4%）⇒H29（50.0%） 		

8	農業集落排水処理施設機能強化事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>機能強化とは、農業集落排水施設が長期にわたり安定した能力を発揮するために、処理施設の稼働状況や経年劣化に対応した施設の更新・改修工事を行う補助事業です。当該事業は事前調査、改修計画策定、改修工事の順で行われます。各処理区において、順次調査検討を行い、整備を推進します。</p> <p>本村地区（平成28年度～32年度） 三城目地区（平成29年度～32年度）</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何をを行うか)		
	前 期	後 期	
	<p>【本村地区】 5月：実施設計委託（H30年度分） 発注（予定工期：6月～1月） 管路施設調査（根宿地区） 発注（予定工期：5月～7月） 8月：管路施設布設替工事・発注（予定工期：9月～3月）</p> <p>【三城目地区】 6月：実施設計委託（H29、30年度分）発注（予定工期：7月～3月） 8月：施設機械更新工事・発注（予定工期：9月～3月）</p>	<p>【本村地区】 1月：実施設計委託（H30年度分） 完成（予定工期：6月～1月） 3月：管路施設布設替工事・完成（予定工期：9月～3月）</p> <p>【三城目地区】 3月：実施設計委託（H29、30年度分）完成（予定工期：7月～3月） 施設機械更新工事・完成（予定工期：9月～3月）</p>	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<p>【本村地区】 実施設計及び管路施設布設替工事を発注し、年度内に完成します。 工事場所：根宿 L=115m</p> <p>【三城目地区】 実施設計及び施設機械更新工事を発注し、年度内に完成します。 汚水処理施設機械の更新 N=1式 (単品交換可能機器更新)</p>		

9	河川管理事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>町が管理する阿由里川の維持管理及び河川愛護団体による美化作業、また、県管理河川（阿武隈川、隈戸川、泉川）の美化作業について、河川愛護団体の活動を支援します。</p> <p>阿由里川の水門を適正に管理します。</p> <p>阿由里川の土砂堆積状況を調査し、対応策を検討します。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何をを行うか)		
	前 期	後 期	
	<ul style="list-style-type: none"> 河川愛護団体による河川美化作業の活動支援。 5月～7月 河川パトロール実施 4月から9月 水門堆積状況の調査 5月から9月 水門管理 4月から9月 	<ul style="list-style-type: none"> 河川パトロール実施 10月から3月 水門管理 10月から3月 土砂堆積の対応策を検討 10月 土砂撤去の予算化の協議 	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<ul style="list-style-type: none"> 河川愛護団体による河川美化作業を実施します。 <p>実施箇所数5箇所、実施団体数5団体、参加人数400人 参加団体：三城目地区河川愛護団体、1区自治会、田内行政区、須乗本田地区道路河川愛護団体、矢吹町建設業協会、こうすっぺ西側、遊々クラブ、道路河川愛護団体等</p>		

10	若者住宅取得助成事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>平均年齢40歳以下の若年夫婦世帯が町内に住宅を取得した場合、条件により15万円～50万円の助成金を交付し、若者の定住支援を行います。</p> <p>町ホームページ、広報誌等を活用し、対象者への周知、PRを行います。</p> <p>また、不動産業者及び金融機関等の住宅関連業者への制度のPR、活用推進について周知を図ります。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何をを行うか)		
	前 期	後 期	
	<p>4月～9月</p> <ul style="list-style-type: none"> 町ホームページ、広報誌等でPRします。 金融機関や不動産業者、ハウスメーカーなどに制度の広報をします。 	<p>2月</p> <ul style="list-style-type: none"> 制度の効果を検証し、補助要綱等の見直しの検討を行います。 	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<p>次世代を担う若者が、町内に住まいを持ち、定住を支援することで活力あるまちづくり、地域づくりの推進を図ります。</p> <p>新規助成目標 40件 町内世帯 30件 町外転入世帯 10件</p>		

11	災害公営住宅管理運営事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>適正な施設の管理を行い、景観形成も含めた周辺環境との調和を図るとともに、施設長寿化のため、効率的な施設改修、修繕計画を策定します。</p> <p>また、中町地区については、計3団地で新たな自治会を組織し、1区総区の下部組織として位置づけ、地域との協働、連携が図れるよう支援を行います。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何をを行うか)		
	前 期	後 期	
	5月 自治会組織を立ち上げ、地元地区との連携、支援を行います。 随時 適切な入退去管理、施設の維持管理、使用料徴収を行います。	随時 適切な入退去管理、施設の維持管理、使用料徴収を行います。	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<ul style="list-style-type: none"> 適切な入退去管理、施設の維持管理、使用料徴収を行います。 自治会を発足し、行政区との連携を図れるようにします。 		

12	西側地域里山づくり事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<ul style="list-style-type: none"> 西側地域の自然の豊かさと人々の暮らしを調和させた空間を里山として守り、人と自然との共生を推し進めながら「こうすっぺ西側イメージアップ作戦」等の活動と協働し、袖ヶ館跡地として寄付を受けた町有地を活動の場として提供し里山づくりの事業を行い、環境の整備に努めます。また、団体の活動により対象地域を利用する町民の増加を図ります。 ホームページ等広報手段を活用し、里山の魅力を発信します。 		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何をを行うか)		
	前 期	後 期	
	跡地利用について、関係団体、行政区との協議(5月)	跡地利用について、関係団体、行政区との協議(10月)	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	袖ヶ館跡地整備方針の決定		

13	フラワーロード花いっぱい事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	道路などに植栽を行い、景観の形成を推進します。県が行うフラワーロード事業のほか、町独自の取り組みとして花いっぱい運動を推進し、町内の道路愛護団体やサークル等に対して、美化運動への支援を行います。		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	4月 区長会総会で事業参加への案内やPRを行い、参加自治会の増加を図ります。 5月～6月 道路の美化作業を行う団体に対し、県道については、県フラワーロード事業を活用し、町道については、町花いっぱい運動により花苗の提供などの支援を行います。 6月～7月 事業実施後、町広報、新聞等に掲載し、次年度に向けた参加意欲の高揚を図ります。	10月 町進出企業や町内法人等へ、次年度取り組みに向けた募集案内やチラシの配布などを行い、実施団体、実施場所の増加を目指します。	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	自治会、法人等の各種団体 公園等（指定管理者）	20団体 10団体	約8,000本 約1,000本

14	まちなみ景観事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	旧奥州街道沿いに木造建築が立ち並ぶ個性あるやぶきの街並みを再生し、木のぬくもりの景観づくりを図るための景観計画を策定します。 屋外広告物の設置状況調査や福島県屋外広告物条例に基づく広告物の設置・更新・変更・除却等の適正な許可及び指導をします。		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	随時 ・まちづくり団体と連携し、景観計画を策定するためのワークショップや街並みの将来像の基礎づくりを行います。 ・屋外広告物に関する申請・許可業務を行います。	随時 ・まちづくり団体と連携し、景観計画を策定するためのワークショップや街並みの将来像の基礎づくりを行います。 ・屋外広告物に関する申請・許可業務を行います。	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり団体「街ナビやぶき」と連携した景観づくりを進めます ・未申請屋外広告物設置者への届け出の指導を行います。 ・更新等各種予定件数35件 		

15	公園整備事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>都市公園、農村公園、その他の公園等の公園施設を安全な状態に保ち、町民が安心して利用できるよう継続的な整備を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市整備課が管理する都市公園以外の公園について、維持管理を行うとともに、規模・設備等、都市公園に該当する公園を都市公園と認定する条例改正を行います。 ・「公園長寿命化計画」に基づいた公園施設の改修、修繕を行います。 ・都市公園が設置されていない、中畑、三神地区を含めた公園整備に基づき、整備の検討を行います。 ・大池公園に健康遊具を整備し、保健福祉課と連携した新たな健康増進事業の普及を図ります。 		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省都市局へ交付金申請(4月) ・平成30年度概算要望申請(6月) ・大池公園、大林公園測量設計発注(6月) ・大池公園整備計画業務委託の発注(5月) ・3つある農村公園を都市公園に位置図けるための条例改正(9月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・大池公園園路更新工事発注(10月) ・大林公園更新工事発注(10月) 	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<ul style="list-style-type: none"> ・工事完了による入園者の安全確保 		

16	桃源郷の里づくり事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>地域景観を未来の子供達への贈り物とする魅力ある地域づくりを展開するため、全町民参加型の「花木植樹による地域おこし」を前面に打ち出し、「百花繚乱」「季節の花咲く町やぶき」「花の里やぶき」と称されるような桃源郷の里づくりを進めます。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	公園等植樹、植栽の可能な箇所の選定を行います	区長会等植樹に協力いただける団体とともに植樹、植栽を行います。	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	協働事業による植樹、植栽の実施		

17	羽鳥幹線水路復興道路整備事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	羽鳥幹線水路敷き（延長2,700m）の内、県道棚倉矢吹線の跨道橋の側道から本町3号線（善業内地内）に至る延長1,520mの道路を平成24年度から28年度にかけ道路改良拡幅を進め、中心市街地の活性化、交通利便性の向上を図ります。また、緑地帯等の設置を検討し羽鳥疎水を顕彰する「せせらぎ水路」の事業化を推進します。 ・道路構成 幅員4.0m(5.0m) 歩道2.0m ・H28までの改良済み道路延長 L=680m 改良進捗率44%		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何をを行うか)		
	前 期	後 期	
	駅東口より南側の改良工事の実施設計（8月～9月） 実施設計委託 L=100m	駅東口より南側の改良工事の実施（9月～2月） 改良工事 L=100m	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	年度内に、矢吹駅東口より南側の道路改良工事を実施し、交通の利便性を向上させます。		

18	主要町道道路整備事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	道路整備事業における地方公共団体向けの交付金を活用し、地域の活性化及び通勤通学者、地域住民の安全で安心した通行を確保することを目的に主要町道の整備を実施します。 ・新町西線 L=310m W=5.5(9.0)m 改良工 ・一本木32号線 L=105m W=5.5(9.0)m 改良工 ・西長峰6号線 L=210m W=4.0(5.5)m 舗装補修(CAE) ・神田西線 L=120m W=5.5(9.0)m 改良工 ・一本木29号線 L=400m W=6.0(9.5)m 用地補償 ・館沢田内線 L=264m W=6.0(9.25)m 全体設計		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何をを行うか)		
	前 期	後 期	
	・新町西線 実施設計(8月～9月) ・一本木32号線 実施設計(8月～9月) ・西長峰6号線 舗装補修(5月～7月) ・神田西線 実施設計(6月～8月)	・新町西線 改良工(10月～3月) ・一本木32号線 改良工(10月～3月) ・神田西線 改良舗装工事(10月～3月) ・館沢田内線 全体測量設計(10月～3月)	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	各主要町道の整備を実施し、安全で安心した通行を確保します。		

19	都市計画道路整備事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>都市計画道路一本木29号線（旧石川街道）は主要幹線道路であり、わしお前交差点から中央公民館前の中心市街地を通り、国道4号に繋がる重要路線であります。本路線は小学校、中学校の通学路となっておりますが、歩道が未整備であること、更に大型貨物車両の通行規制があり、通行者の安全確保や災害時の緊急輸送路として歩道設置を含めた道路の拡幅が急務であります。本路線は全体延長が1200mと長い為、工区を3工区に分けひとつの工区を5年を目標に関係機関との協議を進め道路整備を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一本木29号線 全体計画 L=1,200m W=6.0m (9.75m) (1工区L=400m、2工区L=300m、3工区L=500m) <p>1工区より事業着手（国庫補助事業） 平成29年度 用地測量、交差点設計、関係機関協議、用地買収・補償 平成30年度～約5ヶ年 用地買収・補償・踏切拡幅・拡幅工事</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等（いつ・何をを行うか）		
	前期	後期	
	1工区【町道田町大池線から町道北町新町線】について、用地測量及び交差点設計の実施。 (5月～9月) 用地測量 L=400m 交差点設計 2箇所	用地買収・物件補償 (10月～3月)	
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <p>1工区の用地測量、交差点設計を実施し、地権者及び関係者との協議を行い、用地買収・物件補償を進めます。</p>		

20	生活道路整備事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>地域の特性や交通量などから地域住民と協議し現道を利用した簡易舗装を行い、日常生活道路の砂利道を解消し生活環境の整備を図ります。（平成28年末までの完了件数98路線、延長L=17,895m） 今年度は継続路線1箇所、新規1箇所について工事に着手し完成させます。 また生活道路として必要な本城館地区の道路用地を買収します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 簡易舗装工事 2路線 本城館地区 L=50m 白山地区L=100m 本城館地区用地買収 40㎡ 農業基盤整備促進事業（農道舗装） 6路線 大池地区、東郷地区、諏訪清水、国神地区、寺の前地区、中沖地区 		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等（いつ・何をを行うか）		
	前期	後期	
	<ul style="list-style-type: none"> 関係地権者や区長、関係機関との協議を進め調査設計を行い工事に着手します。 本城館地区 L=50m (4月～6月) 白山地区 L=100m (6月～7月) 本城館地区 用地測量 (4月～6月) 大池地区 L=317m (5月～9月) 東郷地区 L=249m (5月～9月) 諏訪清水地区 L=70m (5月～9月) 国神地区 L=124m (5月～9月) 寺の前地区 L=120m (5月～9月) 中沖地区 L=449m (5月～9月) 	・本城館地区用地買収10月～12月	
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <ul style="list-style-type: none"> 年度内に当初計画した舗装工事を完了し、道路用地に必要な土地について土地売買契約を完了します。 		

21	一般町道整備事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>一本木8号線：本路線は幅員が狭く車両のすれ違いが出来ないため住民及び隣接する中央幼稚園園児の送迎車両の通行に支障をきたしていることから、改良拡幅を行い道路利用者の安全を確保します。 延長L=230m W=5.0 (6.0) m 曙町長峰線：町の中心部である曙町から長峰地内を経由し泉崎村へと通じる2級幹線道路であり、長峰地区歩道整備内事業完了にあわせ事業を着手します。 延長L=280m W=5.0 (6.0) m 八幡町11号線：町道曙町長峰線から八幡町地内をつなぐ町道であり、拡幅整備することで住民の利用向上が図れます。 延長L=220m W=4.0 (5.0)</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	<ul style="list-style-type: none"> 一本木8号線 用地・物件補償 5月～6月 実施設計(L=110m) 7月～8月 八幡町11号線 用地測量(L=220m) 9月～10月 	<ul style="list-style-type: none"> 一本木8号線 一部区間工事(L=110m) 9月～2月 曙町長峰線 用地買収(3筆) 10月～3月 八幡町11号線 用地買収(3筆) 10月～3月 	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<p>一本木8号線、曙町長峰線、八幡町11号線につきましては、関係地権者より道路計画の同意を得ながら29年度予定分の土地売買契約及び物件補償契約を完了します。 ・一本木8号線につきましては、残る区間の道路整備に着手し29年度分の工事を完了します。</p>		

22	橋梁の長寿命化事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>老朽化が進む橋梁等の適切な維持管理を目的に、5年に1度の近接目視点検が義務付けされました。平成29年度は、平成28年度に引続き計画的に定期点検を実施します。【平成28年度まで 30橋点検済み】 平成29年度 38橋点検予定</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	・橋梁点検委託準備(7月～8月)	・橋梁点検委託(9月～3月)	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<p>・橋梁点検(38橋)を完了します。</p>		

23	排水路整備事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	町内排水路で雨天時に生活の支障となる箇所を整備、改築を行い生活環境基盤の改善を図ります。 善郷内9号線排水路 L=100m		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何をを行うか)		
	前 期	後 期	
	<ul style="list-style-type: none"> 排水路整備工事実施のための調査・設計(6月～9月) 善郷内9号線 L = 100m 	<ul style="list-style-type: none"> 設計成果による工事着手(10月～12月) 善郷内9号線 L = 100m 	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<ul style="list-style-type: none"> 年度内に排水路整備工事を完了し、生活環境の改善を図ります。 		

24	矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>古くから町の中心市街地としての役割を担ってきた地区であるJR矢吹駅周辺を区域とし、人口減少と少子高齢化の進行、近接する国道4号沿線や矢吹中央10周辺などへの大型店舗の進出などにより、近年は賑わいや活力が低下しており、さらに平成23年の東日本大震災によって大きな被害を受け、現在は空地なども多くなっている地区を東日本大震災からの復旧・復興と、これにあわせた多様な都市機能が集積するコンパクトな歩いて暮らせるまちづくりを進め、魅力と賑わいのある中心市街地として再生します。</p> <p>社会資本整備総合交付金(都市再生整備事業) 区域面積: 41ha 事業年度: 平成27年～平成31年 複合施設、防災公園、ポケットパーク建設</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何をを行うか)		
	前 期	後 期	
	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省都市局へ交付金申請(4月) ポケットパーク工事発注(4月) 複合施設整備に係る整備検討委員会を継続して開催し、基本計画に反映させます。また、庁内関係各課と、整備及び運用について協議を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 複合施設に関する住民説明会の実施(10月) 基本計画に沿った基本設計、実施設計の発注 工事発注に関する準備を進めます。 	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<ul style="list-style-type: none"> ポケットパーク整備工事の早期完了(8月) 複合施設基本計画完成(8月) 複合施設基本・実施設計完成(2月) 		

25	「(仮称) 矢吹泉崎バスストップ」整備事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>近年の交通移動の手段として、競争の激化による低価格化が進んでいる高速バスが注目を浴びており、町内でも利用者が増加傾向にあります。そこで、東北自動車道矢吹IC 付近にある待避所を利用したバス停車場を建設し、町民の移動手段を増やすとともに、首都圏に広くアピールすることにより、来町者の増加や二地域居住の推進、さらには、本町復興の形として表せるよう事業を実施します。</p> <p>・平成29年度事業 バスストップ整備に伴う光ケーブル移設補償</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何をを行うか)		
	前 期	後 期	
	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本高速道路株式会社工事協議 5月～6月 ・バスストップ整備工事準備 7月～9月 	<ul style="list-style-type: none"> ・バスストップ整備工事着手 10月～3月 	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<ul style="list-style-type: none"> ・国の社会資本整備総合交付金事業により事業着手し、東日本高速道路株式会社と29年度に着手する工事について協議を重ね、前期に計画した工事について年度内に完了します。 		

26	街路灯管理事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>夜間の歩行者・自転車等の交通安全を図る目的から、街路灯の新設・維持管理を行います。また、段階的に蛍光灯のLED化を進め、電気料金及び維持管理費の節減を図ります。街路灯設置要望箇所については、通学路を優先に計画的に実施します。</p> <p>また、老朽化等による危険街路灯の撤去処分を計画的に実施します。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何をを行うか)		
	前 期	後 期	
	<ul style="list-style-type: none"> 維持修繕 4月～9月 新設 10基 4月～9月 危険街路灯調査実施 4月～9月 	<ul style="list-style-type: none"> 維持修繕 10月～3月 新設 10基 10月～12月 危険街路灯調査実施 10月～3月 	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<ul style="list-style-type: none"> ・LED化への推進 ・危険街路灯の調査、撤去の優先順位の決定し、関係者との協議を行い撤去工事を行います。 ・2020年の蛍光灯製造中止に向けて、LEDへの更新計画の策定を行います。 		

27	町営住宅管理運営事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>町営住宅長寿命化計画に基づく、計画に沿った維持管理業務を行います。 また、住宅整備基金の計画的な積み立て、運用により、住宅改修、バリアフリー化の財源を確保します。 町営住宅等総合整備計画（町営住宅、定住化促進住宅、災害公営住宅）を策定し、計画的な維持管理、修繕、改修、改築を行います。 町営住宅の維持管理業務の一部を民間委託し、維持管理経費の削減等に向けた検討を行います。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何をを行うか)		
	前期	後期	
	<p>随時 町営住宅の入退去、維持管理を行います。 6月 町営住宅等の維持管理業務の一部の民間委託に向けた調査検討を行います。 6月 長寿命化計画に係る総合整備計画策定に向け既存町営住宅の調査を行います。</p>	<p>10月 老朽化住宅の用途廃止を推進します。 11月 施設の維持管理（修繕、故障対応等）について、民間委託の運用開始を行います。 3月 民間委託の検証を行います。</p>	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<ul style="list-style-type: none"> ・町営住宅の適正な維持管理と迅速な入退去管理を行います。 ・政策空き家の推進を行います。 ・老朽化住宅の用途廃止を行います。 		

28	公園管理事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園・農村公園・その他の公園等の公園施設を安全な状態に保ち、町民が安心して利用できるよう継続的な維持管理を行います。また、樹木や草花の定植を進め、一年中来園したくなる公園を目指します。 ・東京農業大学と連携した公園づくりの推進・町の木である赤松保護のため、害虫駆除事業を実施します。 ・維持管理については、昨年度に引き続き指定管理者により行います。 ・指定管理者の選定（3年に一度） ・日本庭園の大賀ハス、錦鯉の維持管理 		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何をを行うか)		
	前期	後期	
	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者との協定締結（4月） ・東農大との連携協定に基づいた研究契約の締結（5月） ・大賀ハス再生に関する維持管理 ・花木の維持管理（随時） 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者による樹幹注入の実施 ・花木の維持管理（随時） 	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<ul style="list-style-type: none"> ・大賀ハスの開花数25輪 ・各公園の魅力発信（HP, SNS） 		

29	道の駅推進事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	地域振興の拠点、復興のシンボルとなる道の駅にするため、事業主管課との連携を図りながら、事業の推進を図ります。		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前期	後期	
	事業主管課との連絡調整。	事業主管課との協議、役割分担。	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	事業推進に向けた連絡調整、協議、役割分担の明確化		

30	道路等側溝堆積物撤去処理事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	東京電力福島第1原子力発電所の事故後、道路除染を進めてまいりましたが、放射線量が基準値以下で除染が実施できなかった道路側溝の堆積物については処分が困難となり、自治会等による清掃活動を中止しておりました。このたび、国で事業化されたことを受け、道路側溝堆積物の撤去及び処理を実施し、道路側溝の機能を回復させます。		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前期	後期	
	4月～9月 堆積物撤去における設計	10月～3月 堆積物撤去における設計 10月 堆積物撤去 (平成29年度～平成32年度)	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	速やかに国に対する事業申請を行い、年度内に着手いたします。 道路堆積物撤去処理事業(平成29年度～平成32年度)		

31	時間外勤務命令の抑制	都市整備課	行財政改革実行計画
事業の概要・実施方針	<p>年間事業計画を細かく検証し、時期や役割を分散できる業務について調整します。各係で超過勤務の状況を把握し、その結果に応じて係内での調整や事務分掌の再調整を行います。</p> <p>さらに、職員の健康に与える影響を考慮し、仕事と私生活の両立を意識させながら、時間外勤務の適正な運用と縮減を図ります。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	<p>随時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別及び課内各会議での喚起 ・ノー残業デーの推奨 ・効率的な事務の実施 	<p>随時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上半期の状況検証 ・個別及び課内各会議での喚起 ・効率的な事務の実施 ・ノー残業デーの推奨 	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<p>随時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課内各会議での喚起（月2回以上実施） ・効率的な事務の実施（計画的な事務執行） ・ノー残業デーの推奨 ・ゆう活、休暇等の効果的な活用 ・時間外勤務時間の抑制 		

32	行政情報の積極的な発信	都市整備課	行財政改革実行計画
事業の概要・実施方針	<p>当課所管の受付業務において、住民が町ホームページで内容や手続き等が事前に確認できるよう、わかりやすく、見やすい掲載内容を心掛けます。</p> <p>また、ホームページ・広報にて、当課の取組み・イベント等を周知し、情報提供を充実させることで、住民の関心を高めます。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な情報確認と周知（随時） ・関係情報の発信（月に1回程度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な情報確認と周知（随時） ・関係情報の発信（月に1回程度） 	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<p>5月 HP掲載内容の確認、更新</p> <p>10月 HP掲載内容の確認、修正、更新</p> <p>随時 定期的な情報の掲載</p> <p>随時 都市整備全般に関する情報や事業実施結果についてホームページ、広報等に掲載。</p>		

33	事務処理のマニュアル化の推進	都市整備課	行財政改革実行計画
事業の概要・実施方針	<p>効率的で確実な事務事業の執行を図るため、マニュアル化の必要な事業を選定し、必要な事務に対し、「事務処理マニュアル」の見直しを検討します。</p> <p>さらに必要に応じ、チェックリストを作成し、確認漏れ、審査等の判断を明確にすることで、サービス向上、的確な判断、迅速な事務処理を目指します。</p> <p>各業務のマニュアル化を推進することでリスクマネージメントを強化いたします。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何をを行うか)		
	前 期	後 期	
	<p>5月 現在のマニュアル、受付方法などを検証します。</p> <p>7月 検証結果によって、必要な業務については、当初の受付から完了まで一貫した流れが把握できるマニュアル作成を検討します。</p>	<p>11月 上半期の実施状況を検証し、改善の必要な箇所を洗い出します。</p> <p>3月 年間を総括し、次年度に向けたマニュアルの見直しを行います。</p>	
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <p>住民サービスの向上、迅速化等を図るため、チェックミスの防止や、事務処理の共有化及び効率化を図り、ミスのない、効率的な事務処理を目指します。</p>		

34	内部管理経費の節減	都市整備課	行財政改革実行計画
事業の概要・実施方針	<p>効率的に事務事業を執行するために、事務経費を含めた事業費等の無駄をなくし、歳出削減を図ります。</p> <p>補助事業にあたっては、特に事務費等を有効に活用し、自主財源の歳出削減に努めます。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何をを行うか)		
	前 期	後 期	
	<p>随時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務費の有効活用 ・電気機器等の節電 ・用紙裏側の有効活用 ・クールビズの実施 ・節電行動の実施 	<p>随時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務費の有効活用 ・電気機器等の節電 ・用紙裏側の有効活用 ・ウォームビズの実施 	
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <p>全体事業費に対する内部経費を前年度比3%削減</p>		

35	公共施設の長寿命化・統廃合の推進	都市整備課	行財政改革実行計画
事業の概要・実施方針	<p>道路、橋梁、公園、住宅、上下水道等の施設ごとに長寿命化計画に基づき適切な維持管理、更新を実施します。施設の利用、運用状況に応じて、施設の廃止について調査、検討を行います。（長屋住宅、水道施設）</p> <p>【道路】H25、H26調査し＝85Km H26道路修繕計画策定 【橋梁】68橋点検調査実施【H28：30橋、H29：38橋】H30橋梁修繕計画策定 【公園】長寿命化計画策定済 H29大池公園整備計画策定 【住宅】H25：町営・定住化住宅について長寿命化計画策定済 H29：災害公営住宅を含めた公営住宅の維持管理計画の見直し 【上水道】ストックマネジメントを踏まえた長寿命化計画に必要な基礎データ（GISシステム化）H28～30 【下水道】ストックマネジメントを踏まえた長寿命化計画H28～29 【農業集落排水】各地区毎に順次更新計画の実施検討。大和久地区は公共への編入に向けて協議調整を進めます。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等（いつ・何をを行うか）		
	前期	後期	
	4月：長寿命化計画に基づく実施計画の確認、スケジュールの調整、関連事業との調整を行います。 6月：必要な施設について計画の策定、見直しを行います。	10月：実施状況の進捗管理を行います。 12月：次年度の計画策定、予算計画を策定します。	
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●長寿命化計画策定済の施設については、実施計画に基づく計画的な改修更新を行います。 【農業集落排水】本村地区：処理施設機器更新、三城目地区：処理施設機器更新 ●未策定、及び見直し予定の施設については、計画策定までの年次スケジュールを決定します。 		

36	事務事業の民間委託の推進	都市整備課	行財政改革実行計画
事業の概要・実施方針	<p>指定管理者制度を活用した「公園・駅前駐車場管理」については、指定管理者と、また、「水道料金等の賦課徴収業務」については受託者との定期的な協議により、相互理解を深め、より効率的、効果的な運営・管理を図ります。指定管理制度、民間委託について、十分な調査、検証を行い、必要があれば制度の変更、廃止も含め、今後のあり方について検討を行います。</p> <p>公営住宅の管理業務委託は、手法、内容、運用等について、先進地の調査検討を行い、年度後半には試験運用を行い、次年度以降の本格運用に向けた検討を行います。</p> <p>上下水道事業については、既に施設の維持管理等において民間委託を実施しています。今までは、上水道事業と下水道事業の施設維持管理を別契約してきましたが、今年度からは契約を一本化することにより、更に効率化を図ります。</p> <p>また、広域的な業務連携について、関係市町村と協議します。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等（いつ・何をを行うか）		
	前期	後期	
	4月：指定管理者、受託者との年次計画の確認を行います。 随時：必要に応じて協議を行います。 6月：公営住宅の管理業務委託先進事例の調査、情報収集を行います。 8月：広域圏管内市町村と広域化、民間委託等について協議します。	10月：公営住宅の管理業務委託の試験運用を行います。 10月：広域圏管内水道管理者会議において広域化、民間委託等について提案します。 2月：公営住宅の管理委託業務の試験運用の検証、及び本格運用に向けた準備、実施計画の策定を行います。	
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <p>指定管理者制度、民間委託の適否、及び制度継続の是非、委託内容の充実、拡大等の必要性の有無等を検証し、次年度以降の方向性を示します。 特に公営住宅の維持管理（軽微な工事、修繕、故障対応等）について、民間委託を試験運用し、その効果を検証します。</p>		